

政策法務委員会設置要綱

(設置)

第1条 政策法務案件への対応に当たり、政策法務重要案件の指定、当該案件への対応に必要な制度のあり方、条例案の作成その他の方針について各機関の総合的な調整を図るため、政策法務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 県が一定の行政目的を実現するために企画し、及び立案するものであって、行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。
- (2) 法務 行政の活動において、法令の解釈、条例案の策定のための事実の収集、条例案の立法方針の作成、条例案の作成、争訟の処理、条例及びその執行に対する評価、職員の法的な事務処理能力の向上その他の法的な判断を伴う事務処理をいう。
- (3) 政策法務案件 政策のうち法務により対応する案件をいう。
- (4) 政策法務重要案件 政策法務案件のうち、各機関の総合的な調整が必要となること、独自の必要性に基づき独自の対応を行おうとすることその他の理由により特に重要な案件と認められる案件をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、政策法務案件への対応に関し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 政策法務重要案件の指定及び指定の解除
- (2) 政策法務重要案件に係る各機関の総合的な調整
- (3) 政策法務重要案件の検討又は評価
- (4) 政策法務重要案件の検討の休止及び検討の再開の決定

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は総務部次長の職にある者を、副委員長は総合企画部次長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け、又は委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (委員)

第6条 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

- 2 前項に規定する場合において、同じ職にある者が2人以上あるときは、事務担当の職にある者（その者が2人以上あるときは、委員会の設置の目的を達成する上で適当である者として上司があらかじめ指示した者）とする。
- (委員会の審議手続等)

第7条 委員会は、政策法務案件への対応について審議するものとする。

- 2 政策法務案件について主管課として処理に当たる課の長（以下「担当課長」という。）は、委員会に審議される当該案件の概要その他の必要な書類を政策法務課長に提出するものとする。

(政策法務重要案件の指定等)

第8条 委員会は、政策法務案件について、当該案件が各機関の総合的な調整が必要となること、独自の必要性に基づき独自の対応を行おうとすることその他の理由により特に重要であると認めるときは、政策法務重要案件として指定するものとする。

- 2 政策法務重要案件については、原則として各機関の横断的なプロジェクトチームによる検討を経るものとする。

(政策法務重要案件としての検討の休止等)

第9条 委員会は、法律の制定改廃又は政策の変更その他の状況の変化により、当分の間、政策法務重要案件としての検討の必要がないと認めるときは、当該政策法務

重要案件の検討を休止することができる。

- 2 委員会は、前項の規定により検討を休止した政策法務重要案件について政策法務重要案件としての検討の必要があると認めるときは、速やかに、検討を再開するものとする。

(政策法務重要案件の指定の解除)

- 第10条** 委員会は、法律の制定改廃又は政策の変更その他の状況の変化により、政策法務重要案件としての検討の必要がないと認めるときは、当該政策法務重要案件の指定を解除するものとする。

- 2 次の各号に掲げる場合は、政策法務重要案件について、当該政策法務重要案件の指定は解除されたものとみなす。

(1) 委員会において政策法務重要案件に係る検討を終了した場合

(2) 検討の休止から2年を経過し、かつ、委員会が検討の休止を継続しない場合

- 3 前2項の規定による政策法務重要案件の指定の解除は、当該解除の後に新たな状況の変化があると認められた場合において、当該政策法務重要案件について改めて政策法務重要案件として指定することを妨げない。

(知事への説明等)

- 第11条** 担当課長は、次の各号に掲げる場合は、必要に応じて政策法務案件の内容その他の必要な事項を知事に説明し、又は報告するとともに、庁議に付議するための手続を執るものとする。

(1) 政策法務案件が第8条第1項の規定により政策法務重要案件として指定を受けた場合

(2) 前条第2項第1号に規定する政策法務重要案件に係る検討を終了した場合

(3) 委員会において政策法務重要案件に係る一定の判断、決定等がなされたときその他の必要と認められる場合

- 2 政策法務課長は、前項各号に掲げる場合において、特に必要と認めるときは、政策法務案件の内容その他の必要な事項を知事に説明し、又は報告することができる。

(委員会の審議)

- 第12条** 委員長は、政策法務課長から政策法務重要案件の指定、指定の解除、検討の休止若しくは検討の再開の必要があること又は政策法務重要案件への対応について一定の成果があったことの報告を受けたときは、随時委員会を招集するものとする。

- 2 委員長は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、委員会を招集することができる。

- 3 委員会は、委員5人以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 委員は、委員会に出席できないときは、各機関の総合的な調整を図るため、その都度上司の指示する概ね同格の職にある者を代理として出席させることができる。

- 5 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 委員会は、第3条各号に掲げる事務を遂行するために必要があるときは、関係職員に必要な資料を提出させ、又は委員会に出席して説明することを求めることができる。

(委員の役割)

- 第13条** 担当課長と同じ部等に所属する委員は、第8条第2項に規定する検討を行うための会議（各機関の総合的な調整を図るため特に重要であると認められるものに限る。）の後、当該担当課長から当該検討の内容の説明又は報告を受けるものとする。

- 2 委員は、政策法務重要案件として指定が見込まれるもののうち委員会の審議を経ていないものがある場合であって、必要と認めるときは、次回の委員会においてその内容を報告するものとする。

- 3 委員は、当該委員が所属する部等で開催される会議（課長又はこれと同格の職以上にある者で構成されるもの）において、委員会の審議結果を周知させるため報告

するものとする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部政策法務課政策法務班において行う。

(補則)

第15条 委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に委員会において検討の休止を決定している政策法務重要案件については、この要綱第9条第1項の規定により、休止されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項）

総務部次長

総合企画部次長

防災危機管理部次長

健康福祉部次長

環境生活部次長

商工労働部次長

農林水産部次長

県土整備部次長

教育庁企画管理部次長

警察本部警務部参事官